

附
則

この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

○吉野國務大臣 それでは提案の理由を御説明申し上げます。

わが國は台風、地震、高潮、凶冷、旱魃等の自然現象による災害が多く、産業、交通等の社会活動に及ぼす影響の重大なるにかんがみまして、從来とも気象業務の整備に心がけて参りましたが、今回次のような事項につきまして改正いたしたい所存でござります。

輸省の外局となるに伴つて、気象業務法上運輸大臣の権限であるものを外局である気象庁の長官に移すとともに、中央気象台が行なつてきた業務を気象庁の業務とするため関係規定を整理することになります。

第二には気象庁に気象象審議会を設け、関係各界の代表の方々に、観測網の整備、予報警報の伝達方法及び利用の改善その他気象業務に関する重要な事項の調査審議を願い、その答申により氣象業務の改善を行い、もつて自然災害の予防軽減をはかることになります。

第三には津波警報の通知先に警察庁を加え、かつ警察庁との下部機関である都道府県警察の機関は、通知された事項を公衆等への周知に努めるよう改めることになります。

第四には気象及び水象の観測報告をしなければならない船舶の所有者に対する航行区域、気象測定器等について気象庁長官に報告させることができるよう規定を整備することになります。

以上の四点がこの法案の改正点であります。

○松山 本策に対する質疑は次
会に行う」といたします。

○松山委員長 道路運送法の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。質疑は通告によりこれを許します。す。關谷委員。

道路運送法第三

でありますか。この件につきましては、以前にハイヤー、タクシーの料金の問題につきまして、東京都におきま

第二には気象局に気象審議会を設け、関係各界の代表の方々に、観測網の整備、予報警報の伝達方法及び利用の改善その他気象業務に関する重要な事項の調査審議を願い、その答申により氣象業務の改善を行い、もって自然災害の予防軽減をはかることであります。

果が起きて参りましたために、これを八十円に値上げをしたいと考えても、その際には運賃といふものは申請によってこれを認可するものであるから、申請者が申請をしてこなければどうにもならぬというふうな解釈であります。

いわれながら、その申請が伸びたために、解決が長引いたことがあるのです。あの際にこの三十三条の二号の解釈といたしましては、申請がなければこういうふうな事態のときには、これはできないのだという解釈であつたのであります。そのために一部では今度の道路運送法の改正の際には、あのような場合には運輸大臣が告示をして、これを命ずることができるというじやないか、どうにも運輸省がやりようがないというふうなことであったのでは、こういうふうな一項を入れようじゃないかといふような話をえ出でおつたのであります。最近聞きますと、これは自動車局長の私的な話でありますけれども、その際に、ああいうふうな場合には第三十三条の二号によつて変更を命ずることができるのだということふうな解釈になつておるというのであります。あの当時はできない、今ではできるのだ、こういうことでその解釈がそのつど變るということでは大へんなことになりますので、この点だけは明確にしておいて、もしそれができるないということなら、この際条文にこれを盛り込んで、これを解決していくことが、将来の運輸行政、自動車行政の上に必要なことであると考えますので、私はその点はつきりとした大臣の御答弁を伺っておきたいと思います。

実あり、つまり御承知の通り立法例は公益上必要であるという場合と、それから今のようにそれをそこなう場合と二つありますて、公共の福祉を阻害しておるという事実に今お話しになりまして、した事態が適合するかしないかという問題だろうと思います。ただタクシー料金を上げる下げるということは簡単でございますけれども、そのことがなるかならぬか、そういう具体的な解釈の問題でこれをきめるべきものだとと思うのです。しこうしてお話をありますてこの前の具体的な事態について、それをどういうふに解釈したかということは、局長の方からお答えいたしました。

しまして、法制局とも十分な相談をいたしたわけでございますが、その場合にはこの三十三条の第二号によりまして出せるという解釈がはつきりいたしておりますので、ああいう具体的な場合、公益を阻害している事実がありと判明いたしました場合には、この三十一条によりまして運賃変更命令を出すつもりでござります。

○園谷委員 あの際にも最終的にはこの条項によつて命令を出すつもりであつたといふうなお話は、ちょっと私が聞いておりますると、事実が相違しているようにも思つておりますが、あの際眞田局長のところに私が参りました。何とかこの事態を收拾しなければならぬではないかということを話に参りました際に、どうにもこの運賃といふものは申請によつて認可するのだから、何とも運輸省といたしましてはいたし方がございませんといふことになつておつたのでありますと、業界もその通りあの当時は了解をいたしておつたのでありますと、どうも今の自動車局長が言われる話とは事実が違うように思いますと、眞田局長の言つていることが間違つてゐるのか、山内局長の言つていることが間違つてゐるのか、お伺いいたしたい。

○山内政府委員 いろいろその場の話の行き違いで、具体的の場合に出せる出せないという議論が分れると思いますが、運賃、料金について三十三条の公益命令が出せないと、いうことは、法律上からも出てこないわけでありますと、明白に第三十三条におきましては、公益を阻害している事実があると認めたときには、第二号によりまして

命令が出せるというような規定は、あまり見かけなくなつたように私考えております。それで大臣だけの自由裁量でやるというよりも、この条文で予期しておりますのは、公共の福祉を阻害しておる事実があるという、ある程度客観的な事実をさしておりまして、先ほど来説明いたしておりますように、あの当時最終段階におきましては、運輸省におきましても、客観的に公益を害しておる事実があるという認定をいたしました。

○關谷委員 どうもこの条項は、今の御説明を伺つておりますと、そのつどそのつど、どちらにでも解釈ができるようになつて、将来また困るのではないかというふうに私感じられてならないのであります。この当時の状態は、私は公共の福祉を阻害したとは思えないのではあります。解釈を阻害するということは、国民に迷惑をかける、利用者に迷惑をかけるということになれば、そういう解釈は出てこないのではないか。あくまで、将来ともああいう事態が起ります。

○關谷委員 今のおあなたの答弁が非常に私は問題になると思うのであります。解釈者の問題だということになりますと、そのときどきによつて、解釈する人が違えば、その人の解釈のしよ

うによつてそのつどこの条項の解釈が変わつてくるということになるので、そ

ういうことがないようと思つて私はお尋ねしております。解釈者の問題だといふことになりますと、そ

れによってそのつどこの条項の解釈が変わつてくるといふことになりますと、そ

ういうふうな懸念がありますが、

○山内政府委員 事実認定の問題でございまして、その事実をどう把握す

るかという解釈者の問題にならうかと思ひますが、私どもいたしまして

は、その後過去の事実を振り返りまして、ああいう最終の段階におきまして、東京に相当の混乱を生じた、東京都内におきまして、暴力行為に近い行為すらこの不競争をするために生じたという事態を考えますと、公益を阻害する事実があるという認定をいたしまして、公益命令を発しようというふうに外部に現われない行為でありましたので、ただ御説明にとどまるわけですが、これにつきましては、その後

に考えるかということは、どうしても将来のその場合における運輸大臣が、ますので、たゞ御説明にとどまるわけですが、これにつきましては、その後

○山内政府委員 将來の問題につきま

りますが、その点ははつきりとお答えを願いたいと思います。

○山内政府委員 将來の問題につきましてお尋ねでございますが、要は具体的な事実が出来ました場合にこれをいかに

に逃げておる答弁のような気がしてなりませんが、その点ははつきりとお答えを願いたいと思います。

○山内政府委員 将來の問題につきましてお尋ねでございますが、要は具体的な事実が出来ました場合にこれをいかに

になつたのだろうと思ひます。私設鉄道も御承知のように今非常な困難状態にあるわけであります。そこでわたくしは、この私設鉄道の育成のためにぜひこれも所得課税にいたしたいということを努力しておるのであります。そこで大臣の御方針を承わりたいと思います。

○吉野国務大臣 ただいま御質問になりました問題なども、つきはぎ行政の一つの例でございまして、私は理論的にはやはり今御指摘になりました地方鉄道のようなものほかのものと同じように——外形課税と申しますか、今のやり方は調子がとれないものだ、こう私は思つております。それですか、これは実際問題としてどうなつたかと申しますと、多分地方政府の方の関係で、そこだけの面から見て、その当時便宜きめたものだらうと思いますから、私は適当な時期にぜひこれを改めまして、同じ方針に行くようにした

○堀内委員 次に、これはあるいは局長さんでもけつこうでございますが、以前と二十九年、三十年といった最近の状態では、赤字から黒字に移つておるようわれわれは認識しておりますのでございますが、その辺の状態がもしわかりましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○朝田政府委員 最近の利子補給対象会社の五十数社について調べたところによりますと、運賃市況が相当好転をして参りましたので、経理状況もよくなつてきておることは事実であります。従いまして昨年の九月期決算においておきましたが、私ただいま資料を持っておきまして、私ただいま資料を持って

おりませんが、約百億の償却前の黒字を計上しておるような状態であります。これを前年の同期と比べますと、非常に経理の好転を来たしておることを事実であります。しかし御承知のように今償却未済が五百億ばかりまだ残つておりますし、繰り越し損失が五十億ばかり残つておるように記憶しております。こういうふうに考えております。

○堀内委員 そこでこの外洋船舶は、一十九年度より非常な黒字に転換して、いい状況でありますと私ども認識しております。ところが今度の地方税の改正の状態を見ますと、二十九年度より黒字に転換しておるにかかります。この利益を法人税並みにして、過去の赤字を補てんするというようなことにして、非常な急追の状態になつておる外洋船舶の税金を軽減して、過去の赤字の補てんをすることが適當だと

○堀内委員 そこでこの外洋船舶は、一十九年度より非常な黒字に転換して、いい状況でありますと私ども認識しております。こういうふうに考えております。

ございます。これはなるべくすみやかな機会に是正して同じように調子をとりたい、こう私は思つております。

○堀内委員 私の聞きますところでは、外洋船舶の税金を減税しなければ課税にするといったところで二億八千萬か何ぼでありますし、軽油の問題にいたしましても二十六億九千万円と

ござります。これはなるべくすみやかな機会に是正して同じように調子をとりたいのですが、次に委員会の際に労働組合とのときもこれが一挙に解決するといふふうに非常におもしろい財源でありますので、この点について一つさらに

お聞きたいと思います。

○山口(丈)委員 今の質疑応答の中で私は簡単に関連質問をしたいと思いま

す。今の私鉄の税金の問題でありますけれども、これは外形標準課税でさ

税金を是正して所得課税に変えるとい

ことは、非常に急を要する問題であ

ります。

○吉野国務大臣 先ほど申し上げまし

た通り、その点は確かにちぐはぐなと

ころがござります。ですからこれは近

い将来においてせひそういうことのな

いように改めたい、こう思つております。

○堀内委員 そこで大臣にお伺いしま

すが、問題は、この大臣から自治庁長官にお出しになつた要望書を撤回され

る御意図がありますかどうか、それを

お伺いいたします。

○吉野国務大臣 私も具体的のことは

ちょっと不案内の点がありますから、

よく調べましてまた申し上げます。

○堀内委員 申すまでもないことでござりまするが、外洋船舶も非常に重要

であるが、これは非常な大会社であつ

て、しかも好況を回復してどんどん好

きたいと思います。

りまして、それに対する過意金も取られますことは法規上明瞭でありますて、それは国鉄といったしましてもどうにもならない問題であります。ところが一方におきましてはその滞納を支払うということになりますと、ほとんどその収入の全部を充てて数カ年を要するというような事態であります。しかかも過意金に対します利子というものは四銭という高額な利率であります。これではどうしても私鉄というものは成り立つて参りません。しかも運賃の値上げなどは、たといそれがそのような短かい鉄道でありましても、その運賃を自由に上げるということは許されません。なぜなれば今御説明申し上げましたように、その運賃を上げますことによって、これまであらゆる面の生産コストに非常に影響してくるわけであります。こういう点から考えますと、たとえ五キロ、十キロ、あるいは四キロに満たない鉄道でありますても、今にこれを育成して、その公益性にこたえることがその最大の使命でなければならぬと思うのです。さういう点について一連輸送省はどういうお考えをもつて今後対処せられるのでありますか。私は憂慮にたえませんので、一つ運輸大臣から十分にその所信をお伺いたしたい、こういうふうに考へるわけであります。

ういう地方鉄道がバスを兼営するとかいうふうに全体やるかといふことは、なかなかむずかしい問題でござりますが、しかし私が言うまでもなく白黒動車ではやり得ない、鉄道でなければならぬものが貨物の種類によりまして、むずかしい問題でござりますが、しかしこれをどういうふうに全体やるかといふことは、なかなか多々あるだらうと思うのであります。それですから、鐵道には地方鐵道のそれぞれの使命といふものがござります。そうしても、たくさんあるのですから、やはり地方鐵道には經濟上の事情でとまつたり何かすれば大へんというものについては、十分ではございませんけれども補助金を維持して、辛うじてそれを維持している、こういう状況であります。ですから私もやはりお話のような考え方で、地方鐵道というものは今の必要の点から考えまして、何とか立っていくように政府としても考えなければならぬ、こう考えております。

あると思うのです。しかも今運輸大臣がお認めになりますように、このよくな地方鉄道は辛うじて自動車事業等によってその経営面をカバーしようと努力しておる。これはお認めになつておる通りであります。ところがそこへのがれようともいたしますと、今度は軽油税などの重税が加わつて、そうして痛い力では地方産業の開発もできないはれもののにまた針を刺すというようなことになりますと、ますます苦しむことになりますと困難であります。こういうことは地方産業の開発もできなくなりつくるわけであります。こういうことでは、その開発に貢献しております鉄道を維持することも困難であると思うのであります。一体これはどういうお考えでありますか。私はどうも運輸行政の根本政策というものを疑わざるを得ません。運輸大臣は、この軽油税の問題にいたしましても、これをもう少し強く大蔵省なり建設省に当られて、そしてもっと合理的にこの問題を解決しておかれるべきではなかつたかと思つて、私は非常に遺憾に思います。もう少しこの軽油税につきましても、政府原案として予算も取つておると思うのでありますけれども、私の見る目では、この軽油税も予算面からいたしまつすると、キロリツターハ六千円といふのは高額であります。しかも私は、これを少くとも四千円程度に引き下げまして、予算を割るということは決してないと考えております。一体運輸省はそれらの点について努力をするお考えであるか。また将来地方鉄道軌道整備法に基きまする補助金も、要求通りせてこれらの鉄道を育成する意思をお持ちであるかどうか、一つ承わつておきたいと思います。

○吉野国務大臣 お話を通りせつからず、要するに中央地方の財政の問題といかに調節するか、こういう問題がまた別の観点からあるのでありますて、私ももの希望がどうも十二分に達成されないことは、微力でありますせいでもございましようが、はなはだ遺憾に存じておりますから、将来はお話のように私もできるだけ努力いたしたいと考えております。

○山口(大)委員 最後に希望を申し上げておきますが、何べんも言うようではありまするけれども、ことしの陸上行行政は従来にない後退だと思います。しかも国鉄にまで固定資産税をかけようとなさっておる。私は運輸省に参りまして、そういう不合理なことをなさるなら私はこれはあくまでも反対だとうことで、強く意見を申し述べておきました。それでようやく納付金という私が初めから主張していた通り、せめて取るのなら納付金だ、納付金以外の名目では断じて許さぬということを強く言っておつたのでありますが、その通りになつたようあります。それにいたしましても、私はこのような認識不足な行政はないと思うのです。公共性を一方にしておきながら、その公共性を無視するような、しかも国鉄などは國のものですが、それにも前はどうあらうと税金をかけておるのです。そういうようなことは私は理屈にも何も合うものでないと思う。ただ理屈に合わぬというだけではございません。それはいわゆる口だけで、実質的で、その交通機関の公益性ということを言いまするけれども、實際にはその公益性性ということは口だけであって、実質的

には認識をしておらぬということになります。だから、そういう行政面につきましては今後特段の努力を払つていただいて、運輸大臣の年来から持つておられます主張を押し通してもらいたい、これを強く要望いたします。

○濱野委員 関連質問で。運輸大臣、先ほどあなたは山口君の質問のときに、あれも考えていくう、これも考えていこうとおっしゃつておるのですが、軽油税の問題で六千円の税率、これは政府が出したのですからその通りだと思いますが、六千円という税率をきめる算定基礎について、閣議で実際自治庁の言う通り承知したというふうに聞いたので、実はきのう私は運輸委員会を代表して、本委員会の決定した要望事項について地方行政委員会の調査会に臨んで、自治庁の奥野税務部長から私は聞いたのだが、算定基礎を自治庁の案の通り閣議で了承したのですか。また大臣はそれを知つているのですか。

○吉野国務大臣 私もあけすけに申し上げますが、私の方と自治庁の方と、それから通産省の方ですか、何か数字が違うというような話がありまして、それではその違うのはますい、違うべきものではないわけでござりますから、それを調整するというので、何か係官の方で——私の部下でしよう、係官も加わって話をしまして、三省の関係当局の間で一応の案ができた、そういうことの報告を受けております。

○濱野委員 そこでこの問題は、運輸省も運輸委員会も、実は建設委員会まであの税の創設の問題については苦労しておる。そうしてあれはあるのままの

は、新しい税を作られる運輸大臣の監督指導をしておる自動車経営の面で、これは非常に大きく響いてくるのです。これをそそかしく何か部下が相談をしたからそれを承認したとやられたのでは困るし、またただいま同僚の山口君から質問されて大臣がお答ええた答弁のこときも、さらに堀内君から質問され、将来近いうちにこうといふ答弁も、これはここだけの形になってしまふ。真劍に大臣が考へてくれるならば、今度の軽油税の創設のこときについては、この委員会の空氣も少々部下から御報告にあずかっておることあります。真剣に大臣が考へてくれるならば、閣議で了承するなんといつて簡単にやられてはまことに困ると私は思う。そして委員会に沿うようにとおっしゃられたのは、これはどうも少々ちょっと工合が悪いのですがね。私どもは今でもがんばっているのですよ。この委員会は全会一致で社会党も合せて、一つの要望書を地方行政委員会の方へ出しておるのですから、一つこれはあらためて御記憶を願います。

は私どもが言うよりは、あなたの方の方は非常にむずかしいと思う。ところが実際にやつてみると、ほんとうにむずかしい法律だ、この正当なる実施について非常に困難な法律だと知りながら他面この方の仕事をおやりになつてると、役所の方はこういう特性のある法律だということをいつのまにか見失うことがあり得ると僕は思う。その見失っている事実が、今日日本社会において、關谷君のおっしゃるうに、二十四時間勤務した方がよいといふいというような非常に危険な意見が少くくると思うのです。私は二十四時間勤務するのがなぜよろしいのか、実は今自分の気持に問うて自分が觀察をしているのであります。これは運転手の所得からきていると思うのです。十四時間勤かなければ運転手諸君は食つていけない、会社もまた二十四時間勤いてもらわなければその経営ができない。この二つからきていると思ひます。こういう現実を前にして運輸行政、特に道路運送法の運用というものはどうすべきか。これは現実を直視して、そうして革命的な措置をとらなければ直らないと私は思う。ところが、ただいま提案されて論議になつております道路運送法の一部を改正する法律案の要綱を見ますと、その理由として、自動車運送事業による輸送の安全を確保するということになつておる。これは一体どうしたことなのか。人間があの精巧なる機械を使って、混雜とか。この法の改正のねらつてある安全がほんとうに安全の確保ができますか。これが一体どうしたことなのか。人間がふつ飛ばしてごらんなさい。大臣、

臣、とても問題にならぬのです。もっと現実を直視ならぬのです。もつと現実を直視して、皆様はこうした改正法律案を出して国会の協賛を経てやつたらよかると思うかもしけぬが、私は、今まででやり方によつて今日の現実ができたのであるから、この現実はすでに救うべからざるものだと思う。単なる一部改正法律案くらい作つてみたからといって、どうにもならぬところまできていると思うのであります。これは大臣、率直にいってそうお考えにならないか。「十四時間働くかすなら安全たり得ない」とはもう事実です。たとえば国鉄でもどうでしよう。国鉄での電車の運転ダイヤを作つてみる。これを二十四時間ぶつ飛ばされたらどうなりますか。それで安全が維持できると思ひますか。こんなことはしなくたつてわかるのです。奇怪千万だ。しかるに大臣、雜踏しておる大東京都内において、先ほど闘谷さんがおつしやつたように、二十四時間の方が都合がいいといふ。それをそのまま放置しておいて、大臣はこの改正法律案に出ている安全などという趣旨とマッチするとお考えになりましようか。これは一事務官にまかせておくというようなことではないと思います。実を言えればこの法律は、私ども与党だってナンセンスなど思つてゐる。實にナンセンスなんですね。こんな小さなものを削つてみたりつけ加えてみたりして、あなたの方の提出している改正法律案の趣旨にうたつておるようなものとはほど遠い現実がきてゐるのです。ですからこの点は一つ真剣に考えてくれぬといけませんね。先ほどの闘議の問題もそうですし、それからだいま同僚の闘谷君の

おっしゃつたあの意見、これはどうぞ
えてもナンセンスですよ。私どもは甚
く会黨の諸君とともに、与党野党になつて、
こんな法律を実は否決した方がいい。
そんな甘いものじゃない。もつと道路運送法運営について根本的に
を考え直さなければならぬことがある
と思うのですが、これはどうです。
○吉野國務大臣 もう一言もありません。
○濱野委員 それからもう一つ、夜間輸
送の二十四時間輸送というようなことで、
これは先ほど關谷委員から労働省云々
の話もございましたが、役人諸君はアメ
リカやイギリスの輸送状況というのは
おわかりだと思う。アメリカでは長距離
輸送、重大なものの輸送は、夜間輸送を
やっておるので。これは交通量が少く
て危険率が少いからです。好んで夜間輸
送をしているわけではない。この改正
案のように安全というものを第一にし
ている。それですから夜間輸送をどん
どんやつておる。従いましてあそこの
労働法では夜間輸送について特別の賃
金を払っていないのです。輸送機関と
いうものは夜も昼も同じといふことになつ
なつております。それですから特別な
人件費はかかるこないことになつ
ております。そういう方向に持つて
いつて真剣な法律改正でもやるならば
ともかく、この点は一つ十分御研究を
願いたいと思います。これは与党も野
党も、ただその場の巧みなる、そして
円滑なる御答弁をいたしたいただけで
は、こういう危険な事業をやっている
自動車といふものは、またその行政

○木村(僕)委員長代理 続いて旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案を議題として質疑を許します。通告順によりこれを許します。島山鶴吉君。

○島山委員 ただいま議題となりました旅行あつ旋業法の改正につきまして、私は運輸大臣及び觀光局長に二、三お尋ねしてみたいことがあります。時間もおそいので簡単に申し上げますが、この法律は第十三国会にできました新しい法律でございますが、その後この運営についていろいろ批判もありますが、大体お伺いをしてみたい要点といたしましては、現在あつせん業者は国内に何軒ぐらいあるかということを、まず第一番にお尋ねしてみたいと思います。

○問島政府委員 お尋ねの旅行あつせん業者の数につきましては、現在運輸省で登録いたしております一般旅行あつせん業者が十九軒ございます。それから都道府県知事が登録いたものが一千二百六十九軒、約千三百軒、それから定期路線を持っておりまする運輸業者が旅行あつせんをいたします場合には、陸運局あるいは海運局に登録いたすことになっておりますが、その分が五十軒でありますと、現在では合計三千三百二十八軒でございます。

○島山委員 大へん数も多いようです。いろいろ分析してみますと、兼業で不可したりといふふうに輻湊しておるところに問題がありますので、これらを許可したり、あるいは船舶の方で許可したりといふふうに整理しておると、たゞいま地方で許可したり、本省の旅行あつせん業の半可と云つて、

たとえて言えば一流の大会社が
とっている。また一方には家もない部
屋借りみたような人が許可をとつてお
る。そういうふうにあまり統一してお
りませんために、いろいろな弊害が
起つておるようありますが、今回の
改正は実におとなしい、どこも無風で
通るような法律をここに提出されてお
るようでござりますが、このようや
わらかい取締りの改正案で今後の運営
がうまくいくかしないかという疑義
を持つものであります。この点につ
きまして観光局長の見通しはいかがで
しょう。

に、いろいろ事故を起しておるようであります。たとえば途中で旅行を中止した場合あるいは事前に中止した場合の扱い戻しにつきましてもきめてない、あるいはまた団体の場合には契約をある程度結んでおるのでございますが、その他の場合には口頭だけで契約を結んでおるというふうなこともありますて、こういうことがやはりいろいろ事故を起すもとでもありますので、今度の改正では旅行あつ旋約款といいうものを作らせまして、その中にそういう責任に関する問題あるいはまた料金の扱い戻しに関する事項、そういうふうなものとしまして、必ず二

大きなあつせん業者があり、また一方には部屋借りでどこにいるかわからぬいような人で、許可を持つている人がある。その点を心配しているのです。私が心配している点は、今あつせん業というのは、国内ばかりでなく、国際的見地から考えまして、外国の人が日本に来た場合に、あつせん料が一番高い、不親切だ、設備が整っていないという声をしばしば聞きますので、このあつせん業の将来というものは重大な関係にあるという観点から、これをもつと強固な、りっぱなものにしたいという観点からこの点をお尋ねしてい

まして、こういったものに對しては一律の取締り、監督をいたすことでもちろん妥当でない点もあると思いますが、しかし制度といたしましては、やはりそういう全体を考えまして統一した監督指導の制度でやるよりいたしかがないわけであります。また旅行あつせんに關しまして、その能力に応じてこれを分けるといふことも一つの方法ではございますが、なかなか実際問題に當りますてはむずかしいのではないか。現在の法律におきましては、御承知のようにたった三つの段階に分けておりまして、外国人を扱うもの

ういう考えはいたしておりませんが、お話の点につきましては、もしさういうことがでければ、もちろん利用者側とすれば非常に便利になると思いまので、十分研究してみたいと思ひます。

満たせば、ほとんど全部が営業保証金を供託して登録することができるうことになつておりますが、今度の改正では、旅行あつせん業を管むに足る資力は、旅行あつせん業を管むに足る資力と並びに経験、能力というふうなものを一つの条件といたしておるのであります。それによりまして、能力のない者あるいはまた資力が乏しくて業者に迷惑をかけるおそれのあるようないのが、まず出現することを防ぎたい。
かように存じておる次第であります。
それからもう一つ、従来旅行あつせん業をやります場合に、利用者側とお客様は、まだ利用者側と旅行あつせん業者、それから旅行あつせん業者と交渉機関、あるいは宿泊業者との契約内容があまりはつきりしていなかつたため

つかむのに困難をいたしておったのであります。が、今回の改正では、不正行為をやったと思われるようなものについては、営業所に立ち入り検査をし、また関係者に質問をすることができるというふうな制度にいたしております。この改正法が通過いたしましたならば、従来よりも相当事態を改善することができるし、またわれわれといたしましては努力いたしまして、この改正の趣旨に沿わなければならぬと存じております。

○鷲山委員 ただいまの間島觀光局長の説明は、私がお伺いする点と少し相違している点がありますが、これは立場でやむを得ないと思います。兼業をやつておりますたとえば日本の有数な

ならば、一流のあっせん業者が、外客なんかが来た場合に、あっせん料が高くなるということを言われるのは、はなはだ面白いことであるから、ますこれについても甲乙丙三種くらいに分けて、甲はどのものを、乙なら乙はどのものを扱えるくらいの基準を定めて、この問題を取り上げていくことが将来のためにいいのではないかと考えますが、これらの点について、観光局长また運輸大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○間島政府委員 今お話をごとく、旅行あっせん業者の状態は、非常に大規模なものから、またたった一人でやっているというような非常な零細なものまでたくさんあることは事実でござい

○島山委員 私のお尋ねした点が全部伺えないのですが、私は国内観光と国外観光という面から考えて、業者の基準を甲乙丙内に定める意思があるかどうかを聞いています。それは不肖私委員としてこのあつせん業の提案をいたした責任もありますので、今後その育成と運営についても多少この方法を考えなければならぬ立場にありますから、特にお尋ねする次第です。要するにこのあつせん業が健全にりっぱに世間から見られるようになつてくれればけつこうだということですが、甲乙丙に改めるようなお考えはありますか。

はその変更を命ずることができる
になつてゐるわけでございます。現在
私どもの方に参つております届出料金
によりますと、もちろんその内容は非
常にたくさんございまして、交通機関
の料金、宿泊機関の料金等となつてお
りますが、平均いたしまして大体最高
料率が一〇%くらいであります。ただ
場合によりまして、たとえば団体とい
うような場合に、そのつど募集するわ
けであります。たとえば外国から船
で来た者を船の中で募集する、それが
あらかじめこちらでバスを用意して
待つてある、ところが来てみると定員
の半分にも満たないというようなこと
も起りがちでありますので、そういう
た危険のあるような旅行あっせんにつ

たとえて言えば一流の大会社が
とっている。また一方には家もない部
屋借りみたような人が許可をとつてお
る。そういうふうにあまり統一してお
りませんために、いろいろな弊害が
起つておるようありますが、今回の
改正は実におとなしい、どこも無風で
通るような法律をここに提出されてお
るようでございますが、このようや
わらかい取締りの改正案で今後の運営
がうまくいくかないかという疑義
を持つものであります。この点につ
きまして観光局長の見通しはいかがで
しょう。

○間島政府委員 今度の改正につきま
しては、今お話をありましたような、
この法律が相当なまぬるいものである
というふうな弊害をよく認識いたしま
して、従来のものに比べますればかな
りきつくいたしておるのであります
が、たとえば従来は過去二年間に不正
行為をしてハハヒトハラウナ条件を

に、いろいろ事故を起しておるようで
あります。たとえば途中で旅行を中止
した場合あるいは事前に中止した場合
の払い戻しにつきましてもきめてな
い、あるいはまた団体の場合には契約
をある程度結んでおるのでございます
が、その他の場合には口頭だけで契約
を結んでおるというふうなこともあります。
まして、こういうことがやはりいろい
ろ事故を起すものとありますので、
今度の改正では旅行あつ旋約款という
ものを作らせまして、その中にそういう
責任に関する問題、あるいはまた料
金の払い戻しに関する事項、そういう
ふうなものを入れさせて、必ずこ
れを届け出なければいけない。そうし
てこの旅行あつ旋約款に違反いたしま
した行為に対しても、罰則をもつて臨
むということにいたしております。そ
れからまた事故がありましても、従来
はただ業者から報告を徴するだけにと
どまつておりますて、なかなか実態を

大きなあつせん業者があり、また一方には部屋借りでどこにいるかわからぬような人で、許可を持っている人がある。その点を心配しているのです。私が心配している点は、今あつせん業というの、国内ばかりでなく、国際的見地から考えまして、外国の人が日本に来た場合に、あつせん料が一番高い、不親切だ、設備が整っていないという声をしばしば聞きますので、このあつせん業の将来というものは重大な関係にあるという観点から、これをもつと強固な、りっぱなものにしたいという観点からこの点をお尋ねしているのです。たとえて申し上げれば、個人的でいえば日本旅行会、ツーリスト・ビューロー、関西の一連の電鉄会社、内地でいえば交通公社、そういうものも結局同じではないかと思うのですが、ありますか、あまりにも相違があるために、でこぼこが多いために、これが

まして、こういったものに對しては一律の取締り、監督をいたすことともちらん妥当でない点もあると思いますが、しかし制度といたしましては、やはりそういった全体を考えまして統一した監督指導の制度でやるよりいたしかがないわけであります。また旅行あつせんに関しまして、その能力に応じてこれを分けるということも一つの方法ではございますが、なかなか実際問題に当たりましてはむずかしいのではないか。現在の法律におきましては、御承知のようにたった二つの段階に分けておりまして、外国人を扱うものは、一般旅行あつせん業者として、日本人だけを扱う邦人旅行あつせん業者よりはだいぶ資格を厳重にいたしておるわけでございますが、お詫の点はよく考えまして、何らかいい方法がとれれば今後研究して参りたいと存じております。

ういう考えはいたしておりませんが、お話の点につきましては、もしさういうことができれば、もちろん利用者側とすれば非常に便利になると思いまので、十分研究してみたいと思ひます。

○島山委員 お考えおきを願いたいと
いうことをお願いする次第であります。
最後にあっせん業の歩合の点につ
きまして高いという声がありますが、
外国人が日本に参った場合のあっせん
料は、どういう基準になつておりま
すか。

○間島政府委員 ただいまお話の旅行
あっせんの料金につきましては、この
法律の第十二条によりまして、あらか
じめあっせん料金を届け出でなければ
ならぬことになっているわけでありま
す。運輸大臣あるいは都道府県知事に
届け出でなければならぬ。そうしてこ
の届出の料金が適正な料金でないとき

第一類第十号

運輸委員會議錄第二十號

昭和三十一年三月二十三日

○間島政府委員 今までのところはそ

た危険のあるような旅行あつせんにつ

きましては、一〇%を上回るようなものも例外としては認めております。原則としては最高料率一〇%で、それを非常にこまかくきめております。たとえば宿泊料金につきましては、国内の分につきましては大体五%ないし一〇%というような料率で届け出でられております。

○畠山委員 今私は外国人観光客に対する点をお尋ねしたのですが、内地の宿泊問題にまで触れているようあります。外国の観光客が来た場合に、特に募集中費用をかけてお客様を集める場合は別でありますが、この中でもただ申し込んで、つまり旅行あっせんを頼んだの方が多いように思いますので、これらの場合は最高割——最高一割でもほんとうの外客で、あつた場合には、国家の何らかの方法でその半分くらいは国家が補助いたしまして、その観光客の負担はせいぜい五分以内くらいにおさめるようにしなければ、今後国内の観光事業は発展しないと思います。まず料金が高い、あつせん料が高いと言われてしまつては、はなだ不面目の点が多いのであります。この点をもつと急所をついていただきたい。それから規定をもつとつくりしていただきたい。それから申し込んだ場合には、最高一割でその五分くらいは何らかの方法で負担する。外国の観光客にしては、もちろんこれくらいの条件をつけなければ、日本観光政策というものは発展しない。さきの二十二回国会で観光局もできましたのでござりますから、観光局長としてこざいますから、問題を繼續しようといふてはこれらの点に特に御留意を願いま

して、むしろ国内観光よりも国際観光というものを全面的に取り上げる関係上、ここにあつせん業という立場が非常に強まっています。たとえば宿泊料金につきましては、国内の分につきましては大体五%ないし一〇%というような料率で届け出でられているのが通例であります。たとえば宿泊料金につきましては、国内の分につきましては大体五%ないし一〇%を適正だと考へている次第であります。

○畠山委員 今私は外国人観光客に対する点をお尋ねしたのですが、内地の宿泊問題にまで触れているようあります。外国の観光客が来た場合に、特に

上、これらの点を特にうたつていただきたいということを私は希望するものであります。それでも、旅館にただ紹介しただけで、飲んで食つて一割も二割も要求するようなことは、結局お客様の負担になります。また国内の旅館にいたしまして、旅館にただ紹介しただけで、飲んで食つて一割も二割も要求するよ

うなことで、これらも最高一割以内と限定してもらうことがいいのではないか。今申し上げた通りこの業者が、常識のない人があまりにも多過ぎる関係に募集中費用をかけてお客様を集める場合は別でありますが、この中でもただ申し込んで、つまり旅行あっせんを頼んだ方が多いように思いますので、これらの場合は最高割——最高一割でもほんとうの外客で、あつた場合には、国家の何らかの方法でその半分くらいは国家が補助いたしまして、その観光客の負担はせいぜい五分以内くらいにおさめるようにしなければ、今後国内の観光事業は発展しないと思います。

○松山委員長 次いで海運に関する調査を進めます。
○青函連絡線航路における浮流機雷の問題について、質疑の通告がありますので、これを許します。下平君。

○下平委員 最近の新聞報道等では、津軽海峡に浮流機雷が現われてきて、もちろんホテルの問題にしてもまた旅館の問題にしても、いろいろ問題はございますが、まずあつせん業としてこの要件を取り上げていただきたい。しかし観光局長は、もう百も二百も御承認のこととござりますから、お

保安庁の方々に、浮流機雷の今現われてる状況はどんな状況か、ますお伺いしたいと思います。それから、そ割とられて、遊興飲食税を一割とられて、それからサービス料を一割とられて、その他とられると、宿泊するお客様はまことにお氣の毒です。これら

の点を何らかは正しなければ、ただ安らしきらしくて、その他の問題にござります。まずあつせん業で一割とされて、遊興飲食税を一割とられて、その他とられると、宿泊するお客様はまことにお氣の毒です。これら

は、はなだ不面目の点が多いのであります。この点をもつと急所をついていただきたい。それから規定をもつとつくりしていただきたい。それから申し込んだ場合には、最高一割でその五分くらいは何らかの方法で負担する。外国の観光客にしては、もちろんこれくらいの条件をつけなければ、日本観光政策というものは発展しない。さきの二十二回国会で観光局もできましたのでござりますから、観光局長としてこざいますから、問題を繼續しようといふてはこれらの点に特に御留意を願いま

して、むしろ国内観光よりも国際観光というものを全面的に取り上げる関係上、ここにあつせん業という立場が非常に強まっています。たとえば宿泊料金につきましては、国内の分につきましては大体五%ないし一〇%を適正だと考へている次第であります。

○畠山委員 今私は外国人観光客に対する点をお尋ねしたのですが、内地の宿泊問題にまで触れているようあります。外国の観光客が来た場合に、特に

上、ここにあつせん業という立場が非常に強まっています。たとえば宿泊料金につきましては、国内の分につきましては大体五%ないし一〇%を適正だと考へている次第であります。

○松山委員長 次いで海運に関する調査を進めます。

○青函連絡線航路における浮流機雷の問題について、質疑の通告がありますので、これを許します。下平君。

○下平委員 最近の新聞報道等では、津軽海峡に浮流機雷が現われてきて、もちろんホテルの問題にしてもまた旅館の問題にしても、いろいろ問題はございますが、まずあつせん業としてこの要件を取り上げていただきたい。しかし観光局長は、もう百も二百も御承認のこととござりますから、お

保安庁の方々に、浮流機雷の今現わ

れてる状況はどんな状況か、ますお

伺いしたいと思います。それから、そ

れに対する国鉄当局の対策といいます

ので、浮流機雷の状況並びにこれが

停止しておるような報道がありま

た。相当重要な問題であろうと思いま

すので、浮流機雷の状況並びにこれが

対策について若干質問をいたしたいと

思います。

○下平委員 最近の新聞報道等では、

津軽海峡に浮流機雷が現われてきて、

そのため青函連絡航路が夜間運航を

停止しておるようないい報道がありま

す。その間に浮流機雷が現われてお

る。それが時期的に毎冬の十二月から

一月あるいは二月の候におきまして

は、山陰方面を大体において南の方か

ら北に移動しておる。それが夏分にな

りまして奥羽地方、津軽海峡、北海道

の西側、こういう出現の方向で、大体

例年ほぼ一定した経路をもつて現われ

る。それが定期的に毎冬の十二月から

一月あるいは二月の候におきまして

は、山陰方面を大体において南の方か

ら北に移動しておる。それが夏分にな

りまして奥羽地方、津軽海峡、北海道

の西側、こういう出現の方向で、大体

例年ほぼ一定した絏路をもつて現われ

おる状態なんですが、時間があります。せんので、結論をちょっと聞いて、あとは後日詳しく述べたいと思います。現在まだ運航を停止しておるようなんですが、夜間運航再開の見込み、あるいは夜間運航再開するについてのいわゆる咱戒対策、そういうものについて保安庁並びに国鉄当局からお伺いをしたいと思います。

○砂本政府委員 先ほど申し上げましたように機雷は、毎年多少の消長はありますが出ておりますので、日本海側はすと島根県方面から、北は北海道まで、機雷に対する警戒態勢をその状況に応じて実施はしております。

先ほど申しましたように今年は——昨年の暮れからございますが、北に出現いたしましたのが少し早いのござります。北に対する警戒は、従来は夏季に入りまして比較的多くなりますので、夏季態勢と俗にいいますが、それもすでに何年かやっております。先ほど申しましたように、すでに津軽海峡の西口にも出ておりますので、夏季態勢に入っております。これは国鉄さんとも十分連絡いたしまして夏季態勢に入つておるのでございますが、夏季態勢と申しますと巡視船の数を増強するとともに、他の区域並びに他の時期におきましても、海上保安庁と自衛隊とは常時密接な関係を持っておりますので、その地区における船艇をともに運営して警戒態勢に入つておるのであります。特に夏季態勢と申しますのは、先ほど申しました時期はずれの機雷は、先ほど申しました時期はずれの機雷がおきまして、海上保安庁と自衛隊とは常に及ぶこともあります。これが機雷六月一日から九月一日あるいは十月一日に及ぶこともあります。津軽海峡においてやつておりますが、この態勢は

て、現在では海上保安庁の船艇七隻が海峡に集結し、ヘリコプター一機をこれに加えています。それから自衛隊もすでに四隻これに配置されておりまして、常時海上の必要と思われる地域を哨戒いたします。船艇は、四隻ないし六隻でやつております。その哨戒方針と申しますのは、海峡の西口のかなり広い範囲を船で海面を哨戒いたしますて、機雷を発見するわけでござりますが、昼の間に人間の目であるいはめがわによって十分発見され得る状態において、日中哨戒いたしましたその海面が、御承知のように海峡はほぼ平均二ノットの速さでもって東の方に流れていますが、そういういろいろ詳細な海峡を調査をいたしまして、夜間航空の連絡船が通ります航路をまず安全にすることを目途に、哨戒の方法を講じておるわけでございます。

○下平委員 そうすると、保安庁の方では夏季哨戒態勢をしたから、哨戒としては大体從前通りの手を打ったと言われたのですが、國鐵當局の方はその態勢に信頼をして運航したいが、乗組員が不安がついて、いまだに夜間運航の再開ができないということなんですか。

○西阪説明員 乗組員に不安があるのが唯一の原因というのではございませんで、私たちといたしましてはただいまのところ、夏季哨戒態勢を実施していただきますれば、なるべく早く運航を開始いたしたいという心つもりでおります。

○下平委員 國鐵當局にお伺いしたいのですが、今保安庁の警備部長さんは夏季哨戒態勢は完全にしていると言われているので、その上に立つて國鐵の御答弁を求めたのですが、そうすると、國鐵の方では今保安庁のやつている夏季哨戒態勢は不安だ、こういうことをおっしゃるのか、ちょっと國鐵當局の考えがわからぬのです。乗組員が不安がついていると言つたり、どこに再開のネックがあるか知りたいのです。

○西阪説明員 夏季哨戒態勢のときは大体大きな船が三ばかりいと、やや小さきな船の二はいくらいで哨戒をしていただいてるのでございますが、相當風の激しい日もございまして、その哨戒が思うにまかせないような場合もあるやう聞いておるのであります。そのような状態でありますと、私どもの輸送力がやや少くなるとか、あるいはま

た海難その他のでやや努力が少くなると、そういう日は夜間運航はやめますし、そうでない日は夜間運航もやるという姿になります。そういうことから考えまして、夏冬季の警戒態勢において私たちの船では二十メートルから二十五メートルくらいの風のときにも出かけていくわけですが、そうしたときにも常にやつていただき、またずっと永続していただきますことが非常にいいと思つて、そのままいいます。今回もそうしたような姿にして、ただ段階に入っています。運航を期したいと思っているのが現在の段階でございます。

○下平委員 夜間運航をするかしないかという判断を下して、その開始の権限を持つておられるところはどこなんですか。

○西阪説明員 海上保安庁の哨戒の権限を御連絡いただきまして、その結果、最終的には国有鉄道が夜間運航をやるかやらないか決定いたすのでござります。

○下平委員 この前の洞爺丸事件のときにも、出航の問題については、責任の所在についていろいろな風説が飛んでおりまして問題がありましたので、機雷敷設で事件があることを好むわけではありませんけれども、もう少し出航の命令権、判定する責任の方について明確に聞いておきたいと思うのですが、國鐵当局といえば局長から船舶部長といふいろいろありますが、最終的に判定を

○下平泰貴 今國鉄当局の御答弁の中
に、夏季哨戒態勢がときたま海難等に
よつて態勢が少し弱化することもある
し、特に風波の高いとき等の場合の哨
戒がきわめて困難で、そのときには欠
航せざるを得ないような形になる。そ
こで輸送を計画的に行う立場からは非
常に困つたことだ。できれば常時態勢
を強化してもらいたいという御意見で
ありました。そこで私ども考えてみま
するに、あの広い海面でわずかな機雷
の発見ということは大へん困難だと
思いますが、具体的に起きた今回の事件
を見ますると、十九日の日に一個、二
十日の日に一個発見されております。
当然予想をしないときに予想されない
個所で機雷が発見されたのですから、
これに対する警戒態勢、あるいはこれ
らの機雷の根源なり、いろいろの推移
というもののを見きわめなければ、夜間
運航は開始できないと思うのです。と
ころが今いたいたい資料を見まする
と、十九、二十日に発見をされて、四日
後の二十三日には、もうすでに全運航
を開始しております。この間警戒に
当つた保安庁の方々、並びに三日くら
いたつた後にもう安全だという判定を
つけられた国鉄の皆さん方は、どうい
う状況の判断から判定をつけられたか。
わづか三日か四日で運航を開始して、
三月十日には青函航路を横断して、機
雷があべこべのようなところで発見さ
れたという状況です。そんな突発的に
機雷が出たというような危険なこと
が。それをお伺いいたしたいのでござ
ります。

で、二日三日のことでなぜすぐ夜間運航を開始したか。これをお伺いするにと、だれが一体どういう判定をしたのか、あるいは判定の根拠というものが少しあつてくるようになると思いまして、その間の経緯を少し御質問いたしたいと思います。

○西阪説明員 先月の十九日、二十日と二度機雷が出まして、その後関係の水域を海上保安庁で全部御哨戒いただきまして、関係の水域には機雷はない、出た二個の機雷は処分をしたという御報告をいただき、他方相当哨戒範囲を増加していただきまして、夏季哨戒艇勢に近い姿で哨戒していただきました。そういうわけで、私たちの方といたしましては、関係の水面に機雷がないという確認をいただき、また西口で相当厳重な警戒をとっていただきましたので、そういう態勢の整いましたときに、夜間運航を開始いたしましたのが二月の二十四日でございます。そういう状況でござります。

○下平委員 この問題は、機雷の根源もわかつておりますんで、明確な事由もわかつておりますんで、捜査に当られる保安庁の方々、あるいはそれに直面して運航される国鉄の方々の努力というものは、私は非常な苦労をしておられると思います。その点を追及するわけではございませんが、しかし何か哨戒の対策、あるいは哨戒に対するいろいろな設備等に不足があつて、機雷の発見がおくれるというようなことがあります。これは直していかなければならぬと思うのです。そこで十九、二十日と機雷が発見をされ、関係水域には機雷がない、こういう保安庁の報告に基いて運航を開始したと言つております

ますが、その後も保安庁では、海上の哨戒を続けておられたと思うのです。そこで三月九日の日の海上保安庁の方の、この津軽海峡に対する哨戒の状況を少しお伺いしたいと思うのです。申しますのは、今保安庁の説明によりますと、海速二ノットで、六時間か八時間で航路に支障のある個所にくるというので、その前日に哨戒が十分行なわれたということになれば、機雷が航路を横切っていくというようなことは、おそらく得ないと思いますので、三月九日はどういう哨戒態勢をしかれておられたかということを、保安庁にお伺いしたいと思います。

一隻だけで哨戒に当っていた、こううふうに私の調査では出てきておりますが、このことがいい悪いということではなくて、保安庁の方々が、時が過ぎるときに限つた機雷が現われたときも直後でありますので、十分警戒をしなければならないという氣持はお持ちになつておつたと思うが、保安庁の方の手不足の関係で、私は哨戒がおろそかになつたのではないかと思います。時たまこういうときに限つた機雷が現れてきて、幸い船と衝突をしなかつたから大事はなかつたのですが、こういう手抜かりといふものは、一ぺんあつてもおしまいたと思うのです。軍人命に關する問題でありますので、私はもう少し哨戒態勢というものを検討する必要がありはしないかということを、深切に感じているわけです。

そこでもう一つ、それらの意味でお伺いしたいのですが、幾つかの浮流機雷が発見されておりますけれども、私どもの聞いているところによりますと、巡視船あるいは自衛隊の船舶が発見するよりも、漁船が発見する率の方が多いというふうに聞いております。その実情はどうなんですか。

○砂本説明員　お説の通りであります。非常に広い海面でござりますから、あの海面に巡視船を一々配置しまして、全部の機雷発見は事実上非常にむずかしい問題ではないか。従つて、私どもは今まで出ました機雷の発見の場所からいろいろ逆算したりして、その機雷の流れるルートにつきましては、詳細な研究は続けておりますが、そういうもので重點的に巡視船も配置するとともに、他の一般の海面においては、漁船その他の航行船舶に、機雷警

戒の重要性を十分認識していたんだ
て、非常な協力を得ているわけですが
いまして、やはりその報告によつてさ
前に発見することが非常に重要でござ
います。割合からいしましても、一部
船舶の発見によって通報を受け、そん
によつてかけつけるのですが、そのま
ま前で正確な位置を知らせていただけ
る報を受けてまたそれを捜す仕事も非常
に重要でござりますけれども、なるべ
く早く正確な位置を知らせていただけ
て、かけつけるというふうにやってい
るのが現状でござります。

○下平委員 もう一つお伺いしたので
すが、保安庁の船のトン数が非常に小
さいようであります。二百から三百、
四百といふうな小さハ船のようでもよ
ります。私も青函航路を七、八回乗つ
ておりますが、あの青函航路よりも、
機雷の哨戒区域であるところの西口の方
は、もっと波浪が高いというふうに聞
いております。従つて、特に西口でござ
る船では非常に困難だし、あるいは少
し荒れたような日には、発見がほとん
どできないというふうに聞いておりま
すが、西口捜査に対して保安庁の持つて
いる船で今十分間に合つているかど
うか、その点をお伺いしたいと思
います。

○砂本説明員 なかなか十分というう
ことはいかないと思います。函館におりま
す船は七百トン、それから四百五十ト
ンであります。これは海難救助のう
きましては、いかなる暴風の場合に
も出ていてその仕事をやっておりま
す。従つてこの船で間に合わないとい
うことは、私としてもハ切れないもの

でござりますが、あまりにも冬の日本海でありますから、大きい方がより仕事がやりよいということは言えると思ひます。しかし現在四百五十トンまでござりますと、かなりの荒天にもこれはもちろん出ておるのでござりますが、相当困難はございますが、やれないということはないと思います。

○下平委員 それで先ほど言われたように、国鉄の方としては、はつきり保安庁の方の前では言い切れないと思うのであります。やはり哨戒態勢というものにいさぎが不安があるということは、率直に国鉄の態度だと思うのです。さっきおっしゃられたように、常時警戒態勢を強めてもらわなければならぬ。その上でないと安心した輸送、計画的な輸送というものができないというものが、国鉄の言われるところだと思います。さらばといって、率直に貴重な人命をお預かりしている国鉄の立場としては、ごもっともだと思うのであります。さらばといって、率直に言いまして、保安庁の現有船舶で津軽海峡の哨戒ということに完全に期すと、いうことも、非常に困難だと思うのであります。保安庁の皆さん方にお伺いすれば、海難等の問題、いろいろな問題にしてもうほんとうに極に達しておるような形になつて、こう言われておりますので、これを単に国鉄あるいは保安庁という限られただけのワクで青函航路の安全哨戒の確保を期すということが、無理ではないかというふうに私考えております。そこで実は保安庁の文書をいただいて見ると、自衛隊に連絡をして、自衛隊と共同してこれらの掃海を行なつているとあります。それから、今日でも自衛隊の千ト

ノ級のフリゲート艦が一隻津輕海峡に配属されているようであります。もう半月近くも運航が停止しているといふことであれば、内地各地あるいは北海道においても、相当の貨物の受託制限を行なつてゐるという状態になつてゐると思います。一日でワム換算で百十六両で、十五日といえば大体二千両近い貨物が停滞して、内地—北海道間の輸送力がかなり困った状態になつてゐると思うのであります。

そこで私は運輸大臣にお伺いをしたのであります。実はきょうは時間がありませんので、あとに留保したいと思いますが、それらの青函航路における機雷に対して何らかの対策を立ていかなければ、当分の夜間運航停止ということになると思いますが、二月十九日か三月十日に発生したことでありますから、運輸大臣の方でそれを撮り海その他についての手配を講じておられると思いますが、その手配の状況を運輸大臣からちょとお伺いしたいと思います。

○吉野國務大臣 先ほども事務当局の方から申しましたが、いわゆる夏季警戒態勢というものははしておるわけであります。今までとはその程度である程度目的を達しておつたのですが、ことしのものは時期も早うございまますし、従つて海も少し荒れ過ぎるという点もございましょう。夏と違います。して今お詫の点もしごくごもっともと思ひますから、もう一ぺんざらにこの現状にかんがみましてよく考えまして、また自衛隊なども必要があれば、もう少し協議を遂げて、万全を期したいと考えております。

○下平委員 時間がありませんか

たのは、やはり機雷の問題であつて、輸送力に重大な影響を及ぼしておるのですで、じんぜん日を重ねておるわけにないと思ひますので、それで緊急に御質問申し上げたのであります。かくして運輸省の対策をお伺いしたいと思いますから、次回の委員会までにこの対策等についてお答えのできるようになりますが、それらを中心として運輸省の対策をお伺いしたいといふことを希望いたしまして、私の質問時間を打ち切ります。

はできるだけ助力をしていただきよう
にやつております。実は率直に申し上
げますと、夏季態勢という今まで比較
的大丈夫だと思うような態勢をしまし
たのもごく最近のことございまし
て、多少その間にギャップがあつたこ
とは私も大へん申しわけないと思つて
おります。

○山口(文)委員 私はそういう態度は
よくないと思う。やはりもつと積極的
に運輸大臣は行政官廳としても、この
重要な交通網を確保するためには、哨
戒態勢に對して格段の努力をしていた
だくことは当然だと思うのです。船が
ないとおっしゃいますけれども、しか
しそれは船の使用方法によっては幾ら
でも私はこの哨戒を強化することはで
きると思います。ただ津輕の場合は十
分でありませんから、こういう場合に
は非常態勢をとつても、この交通網
は確保しなければならぬと思うので
す。それを怠つてはいるというところ
に、非常に運輸行政をおもしろくない
ことがある。もう少し哨戒態勢を強化
していただくようにお願いしたいと
思つ。

それから国鉄に尋ねますが、今の青
函連絡船は風速何メートルくらいまで
は出港し、航行しているか、一つお伺
いします。

○西阪説明員 大体二十メートルから
二十五メートルくらいまでの間の場合
には、出港して運航いたします。

○山口(文)委員 海上保安庁からの御
説明によりますると、今配船している
のは、大体二十メートル程度までの風
波には耐えて哨戒できる、こういうこ
とであります。が、聞くところによりま
すと、青函連絡船が先に走つて、哨戒

船があとから走っている、当然そのノット数においてはかなわないということです、実際には間に合っていないということであります。一体保安庁の船の最大速力はどのくらいか、そうして何メートルぐらいまでの風波に耐えて哨戒の任務を尽せるのでありますか。

○砂本説明員 船体は小さいのでござりますが、安全性が非常に高いので、もちろん二十メートルの風でも出航できます。それからスピードが落ちて警戒の効果がないのではないかという御質問、ちょっと二通りあると思うのです。風にさらう場合と、いろいろ波の関係がありますが、からが小さいほど風や波の影響が大きいので、スピードも落ちるわけでございます。青函連絡船はかなり大きい船でございますから、波風によるスピードの落ち方が非常に少いわけでございます。そういう状態で一緒に航海いたしますと、そこにスピードの差が出てくるわけであります。海上保安庁の船のスピードは、大体船にもよりますが、十一から十三程度みな持つておる。これは普通の状態でございますが、非常に波風に影響を受けますので、そういう場合にはぐっとスピードが落ちるわけであります。しかし西口哨戒はそうスピードを出して突っ走るわけではございませんから、哨戒そのものはできるわけであります。ひどくしちゃますときに効果がないという場合もあり得るわけであります。非常に海面が荒れておりまして、その弊見がより以上困難を来たすというときには、あるいは手控えするときもあります。それで連絡船が

航海いたします範囲におきまして、巡視船が出られないということはございせんが、一緒に並んで走る場合は、巡視船のスピードの低減が必ずあります。それから誤解を招いておるかと思ひますのは、一つのテストとして、直接護衛というものがございますが、これはどれだけの効果が上つてどういうふうにやられるかを、今まで例がなかつたものですから、十日目でございましたかやってみたのでございます。そういうふうに並んで行きますときにしますと、並んでいくこと自体困難だ、こういうことがござります。

○山口(支)委員 先ほどの下平委員の質問によりますと、東口の反対の方にまで機雷が通つておる。もちろん広い海上でありますから、見のがすといふことがあるわけでござりますけれども、それは大へんなことでありまして、航路を横切つて機雷があるといふことになりますと、これはやはり夜間の航行はできないということになります。まして十一隻あるものが、わずかに四隻ないし六隻といふものが平均といふことになりますと、これでは非常に危険千万な話で、手薄だと思ひます。が、保安庁としては今申しますように、大型船あるいはそういうスピードを持ったものではなくとも、いま少しこれを増強されるような余裕はないものですから。また運輸大臣としては、もう少しこれを他から回して、そうして哨戒の船の隻数を強化していくお考えはないか。この両面からお答え願いたいと思います。

りますので、各地ともひつと抜かれながら、これは重大なことでありますから、先ほど何も手を打つていいではないかというお言葉もございましたが、だんだん強増するというようになります。手を打って、それ以前もかなり関心を持って——突然出てきたわけではありません。だんだん北に上る状況にあつたわけでございますから、他の管区におきましても態勢を強化しつつ今日にきたわけでございます。

○吉野国務大臣 大体今係から述べた通りですが、海上保安庁関係としてはやはりそれぞれ方に海難事故が予想せられるものですから、ある程度それに備えなければなりませんので、できるだけのことはしたのです。残るところは、あと自衛隊の方にどれだけ御援助を願えるか、これは私はまだ話し合いの余地があると思うのです。正直を申しますと、こちらでお願いしても自衛隊の方の正常の仕事を乱さない程度において、今援助を受けているのだろう、先ほど下平委員も申されましたように、その方面についてさつそく考慮してみたいと思います。

○山口(丈)委員 私はこの運輸省、海上保安庁、国鉄の方の今までの答弁で、現実に即して大きな食い違いがあると思うのです。海上保安庁の方あるいは運輸省の方ではこれだけの船をしておれば、ほぼ哨戒態勢というものはできていて、安全が確保できると思います、こういうことなんです。しからば何も夜間に航行を停止する必要

はないわけです。それだけ安全に哨戒航行を停止する必要はないと思う。ところが、現実にこの海上の不安があれば、そ、夜間の航行は停止せられておると思うのです。こういうことでは、何よりも安全だとおっしゃっても安全でない。これは現実の問題として、ちゃんと停止しているという厳粛な事実があるのです。この事実といふものは安全でないということを証明しているのです。ですから、その航行に安全感を与えるためのなお一そうの警戒態勢、哨戒態勢、哨戒機関というものをとらない限り、このゆう勢といふものをとらなければなりません。しかし、このゆう問題を解決することはできないと思うのです。洞爺丸の沈没いたしましたときにも、私は本会議で質問いたしましたが、「一べん交通機関」というのは、汽車が倒れる、あるいは船が沈没するということになりますと、これは取り返しのつかない人命、財産の損失を招くわけであります。それあるがゆえに、より一そう周到な注意を常に払つておるにいなければならないのが、交通機関の特徴であります。そういう意味からいってもこれは安全でないからこそ、私はこの夜間の航行が停止されておるのだ、こう思うのです。そういう意味からいってもなお一そう強化する必要を感じられておるのではないかと思いませんが、いかがですか。国鉄当局も安全感を抱いておられますか。あるいは海上保安庁もなおこの事実を事実としてお認めになつて、そうして、強化の必要をお感じにならないか、一つそれをお伺いしたい。

できるだけ慎重な措置をとりましては、萬が一にも事故が起るようなことがございませんようにという心づもりで、運航に対処しておるのでござります。ただいまの状況におきましては夏季船勢の増勢に近い状態、あるいは夏季船勢の増合もございますが、をとつていただけます。それが航路を横切つて東側にまで機帆船が流れ込んだという状態でござりますので、保安庁の船勢に對して不信を抱いておるのではございませんが、先ほどもございましたように、もう少し慎重にと申しますか、よく情勢を見まつて、そして大体これならばおさまってきたらようだと私たちも納得いたしましたときに、夜間運航を開始いたしたいと思つておるような次第でございます。

○青野委員 時間がありませんから、要点だけ二、三点御質問申し上げたいと思います。幸い運輸大臣がおいでになつたっておりますから、私は運輸大臣にきょう御答弁をしてくれというその目的のために質問するではありませんが、関係の諸君がおいでになりまして、過ぐる運輸委員会で私が質問したことあります。どうも十分納得がいかないから、まあ再質問の形になりますが、御承知の通り韓國は、一方的に世界の公海に、広いところは約四十マイルのラインを設けて、もしこれをする場合もあると、氣違いに刃物を持たしたような宣言をしております。ところが去年の二月の十四日に、底びき網の漁船、これは日韓漁業の所有船ですが、御承知通り毎年衝突予防法によ

よれば、韓国のフリゲート艦はよけて通らなければならぬのに、日本の二十五人乗りの漁船に後から二回も追突して沈没させて二十一名の諸君が死んだ。これは海上保安庁の方から答弁を求めました。けれども私はそのときに納得がいかないままに運輸大臣の出席を済は待つておったのですが、去年の二月の十四日の夜の十時過ぎなんですか。佐世保港外約八マイルの地点です。二十一名死んだ。ところが連絡が十分でなかつたために、海上保安庁の人々は驚いて捜索をしてくれたが、朝になって出動した。従つて氣の毒な二十一名の諸君の死骸は今日まで一つも上らない。韓国に外交上日本の外務省から交渉したところが、それは日本の漁船が悪いのだ、この一点張りで遅々として話が進んでおらない。ところが日韓漁業の方も法で定められた通りの補償金もやつていよい。外国の損害を受けた場合には、たとえばビキニ環礁のあの放射能をかぶつて久保山さんがなくなつて、百万とか三百万とかもらえた。そういうことを例にとって外交上交渉をして、先方の国から、なるほど損害賠償しなければならぬというふになつて金がくるまでには相当の日数がかかる。そこで閣議を開いて、一時その弔慰金その他の見舞金等の立てかえをしてやろうじゃないかというふうで、そういう話がまとつた。韓国所有のフリゲート艦に後から二回突っかけられて沈没して二十一名が死亡している。これはラインの中に入れば砲撃するかもしれません、佐世保のアメリカの軍港に、アメリカとの打ち合せか何か、いろいろ重要な軍事上の機密でしょう、韓国の軍艦がやってく

る。横須賀には年に八回も来て、佐世保には去年の統計をとつてみると二十五回来ている。よその国の港に勝手に参つて漁船に追突して殺しておいて、日本の漁船が悪いのだ、日本の近海、日本の陸上に近いところに韓国の軍艦がやつてきて追突しておいて、日本の漁船が悪いのだ——日本の法律には海上衝突予防法というものがありますよ。大体米国の軍事基地になつておるところでも、日本の領土には變りはない。何がゆえに韓国所屬のフリゲート艦が用事もないのに、政府の許可を受けてやつてくるのです。やつてきた上に、こういう不当なことをやつて、一錢の弁償金も払おうとする誠意を示さない。御承知の通り十九日に首相官邸で相当有力な与党の幹部、一部の大臣の諸君が鳩山首相と一緒にダレスさんに会つたが、案外穎くはないけれども、軍事力と経済力を背景に持つたダレスというネコが、重光さんといふらいいけれども、韓国の李承晚なんという人は、これは保安庁も御承知の通り、ずっと前長官だった木村篤太郎さんとも、相手が正當な人間で常識を備えておるならわかるけれども、外務省も、頭が狂つた、柱時計で申しますと歯車が四、五枚欠けてゼンマイがはがれてしまつておる、そういうものを相手にするときには相手にする方法があるのです、もう一年たつておる。しかも日本本の領海、佐世保の近くです。そこへ勝手にやつてきて、船を沈没させて、

二十一名を殺しておいて、とにかく一
銭の弔慰金も払おうとしない。日本の
外務省も何かよその国の問題のような
つもりで一つも解決のために努力して
おらぬ。一年もたつたら——尋常六年
卒業生くらいの頭があつたら、これは
半年くらいで解决できるのです。だか
らこういう天井裏ですくみ上つておる
ような外務大臣はかえろというて、私
ども不信任案を出したのですが、この
問題について所管の関係もあるから、
重光外務大臣なり外務省の諸君と話を
してどうなつておるのか。それは連絡
が非常に悪かった点もありますよ。夜
の十時ころに衝突をしておいて向うの
船は逃げてしまつて、いまだにつかま
らぬ。そのフリゲート艦の番号はわ
かっておるのです。そういうことがあります
のです。遺族の諸君は路頭に迷うて
おるので。みなお年寄りや乳飲み子
をかかえてきゅうきゅう言うておる。
船長や機関長くらいになればもう金
額も少しは多いのですが、下級船員に
至つては二目と見られない非常に苦し
い生活状態に追い込められているの
に、だれも救済してやる人も保護して
やる人もない。外務省は腰が抜けてしま
る。これでは話が進まない。相手は気
違ひに刃物を持たしたような、大体頭
のゼンマイのゆるんでおる男である。
もう少しはつきりした交渉をして、適
当なときの中間報告を遺族の人にして
やるくらいな気持を持つてもらいた
い。それから政府は、韓國から賠償
金、弔慰金をとったときには——一律
に七万五千円の見舞金を支給しており
ますが、七万五千円が大体何ヵ月くら
いの生活費にあたりますか。日齋漁業
からもらつておるのが十二万四千円、

一ヶ月に割つたら一万円ちよつとです。今一万円では子供三人をかかえ、年寄りをかかえてやつていけませんよ。どろぼうをするか親子心中をするか、どちらかを選ばなければならぬといふ状態になつておるときに、もう少し真剣に交渉を進めてもらわなければいけないのぢやないか。その推進方を運輸大臣は一つ外務大臣と話し合つて——これはお調べになつたらわかります——が、詳細な話はこの間の運輸委員会でやつております。記録も全部とつてあります。それが、その大きっぽなところを私は運輸大臣にお願いするのでありますから、この点について外務大臣と話し合つて、どうなつておるのだ、弔慰金であつたら、久保山愛吉さんがもらつたくらいの金額をもらつてくれなければ承服できないと思う。同じ日本で赤字だらけの日航でも、もく星号が伊豆の大島に突っかけて落ちたら、二十万円の葬式費、十万円の弔慰金、それで百万円を別に出しておる。日本の赤字だらけの航空会社でも、あのあやまちによつて百三十万円の金を出しておる。相手は韓国です。それは戦争に負けて二十万の軍隊を連れて九州へ逃げてきて九州を根據地として北鮮に戦うなんといつて、上級将校の宿舎を至急五千ほど建てる。自民党的田中龍夫君は、当時山口の県知事でしたが、さすがは田中義一のむすこです。よけいなことを言うな、金がないのだと云つてはねつけた。ああいう危急なときには、九州を自分たちの戦争をするよ。そういうやつだから一つ腰を据え、交渉をしてしもわなければいかぬ。

お伝え願つて、その半分は運輸大臣も責任を持って話を進めてもらいたいということを私は希望しておきます。この次の委員会のときだけこうでござりますから、その経過を一つ御報告願いたい。

それからもう一つ海上保安庁の砂本さんにお尋ねいたしますが、私はこの間名古屋の第五空軍の司令部に行きましたが、その将校があるホテルを接収して十年ほどになります。それはいつでも移転ができるように宿舎もでき上つておる。これは私ども見てきたのですが、そのとき名古屋の港の方に一直線に入つて行くと、一年三百六十五日で非常な経費の節約になる。こうやって名古屋にずっと入つておる途中に標識をつけて機雷がある。それをぐるりと迂回して名古屋の港に入る。それでさえも年間六百万トンの輸出入の貨物が、港を通じて名古屋から積み出されておるくらいである。この機雷をのけてくれれば、一年間にどれだけ外國汽船も国内汽船も助かるかわからぬ。物資の輸送が迅速になる。これはどうぞ一つ何とか処置をしていただきたいという陳情があつた。専門室の方からそれぞれの要路の方の係官にお願いをして、それは一つ掃海してあげましょうというお話があつて、私も安心しておつたのですが、もうこのごろはのけていただいたと思ひますが、その点おわかりであれば一つお答えをお願いいたします。

○砂本説明員 今お話をありました掃海は海上自衛隊の所管でございますが、名古屋の機雷関係によつて非常にむだな航海をして入るということはよ

く承知をしておりまして、これはかな
り改善されております。ただ最近確かに陳情が私の方に来ておったと思いま
すが、一部必要な面でまだ残つておる
面があるのではないか、こういうふうに
を考えますが、これはそういう陳情を連
受けますまでもなく、向うにやはり港
長がおりまして、いろいろ船の運航に
ついては関心を持つておりますので、
そういうものがやはり現地の事情を連
絡して参りますので、これはそのつど
自衛隊とも十分連絡して促進をあつせ
んしております。何分にも年度の計画
もございまし、かなりの予算もかか
るようになりますが、今までやつてい
ただいたのは非常に無理をして、重要
な航路の掃海が済んだことも報告を受
けておりますし、なお若干残つておる
ところがあるかも知れませんが、その
促進には私ども及ばずながら協力した
いと思います。

のもアメリカ村ができ上つておるからだ。そういうことなんかも考慮して、いかに戦争に勝つたものが一方的横車を押すかということを考えてみると、それも一つ早急に解決して、解決されるものは次々に解決していくようになります。これはここに確かに機雷がある、ここにもあるということが、標示でわかつておるのである。これは一つ急速に取り除いていただくように、あなたの方からも自衛隊の方に御連携をとつていただきて、一つ最善の御努力を願つておきたいということをはつきり申し上げておきます。これで終ります。

○松山委員長 この際お諮りいたしました。小委員長の選任についてであります
が、観光に関する小委員長でありました清野清吉君が、一度委員を辞任さ
れておりますので、小委員長は欠員となつております。それでこの際その選
任をいたさなければなりませんが、その選任については委員長に御一任いた
だきたいと存じますが、御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松山委員長 御異議がありませんので、濱野清吉君を観光に閲する小委員長に指名いたします。

なお小委員長の選任につきまして、委員の異動等に伴うものにつきましては、自今小委員の選任と同様に委員長に御一任いただきたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○松山委員長 それではさよう取り計
らじます。

本田はこれにて散会いたします

午後四時四十五分散会

第十八号中正誤

真段三四行天「第七」を二七行に揃り
下げるべきの誤
べきの誤
行頭は一字ずつ上げる

昭和三十一年三月二十九日発行